

ひょうご花緑創造プラン

花緑の『育み』、『恵み』による『ゆたかな暮らし』の実現

平成 28 年 6 月

兵 庫 県

目 次

序章 はじめに	1
1 プラン改定の趣旨	1
2 計画年度	2
3 目的・位置付け	2
4 計画の評価・見直し	2
第1章 花と緑の現状と課題	3
1-1 これまでの花緑に関する取り組み	3
1-2 花と緑の現状と課題	7
第2章 理念	13
第3章 目標	15
3-1 基本目標	15
3-2 地域目標	16
第4章 基本方針	19
第5章 推進施策	21
5-1 目標達成へ向けた施策の推進の基礎となる5つの行動	21
5-2 施策展開の視点	21
5-3 推進施策の展開	22
第6章 維持管理の推進	35
第7章 計画の推進体制	37

序章 はじめに

1 プラン改定の趣旨

兵庫県では、緑豊かな県土づくりを総合的に推進するため「1億本植樹植林大作戦」（昭和58～61年度）、「緑の総量確保推進計画」（平成3～12年度）や「さわやかみどり創造プラン」（平成13年度～）などの策定・推進を通じて、我々の生活にとって大切な役割を持つ緑の保全・創出を推進してきました。

この間、経済重視の成長社会から、ゆとりや潤いが重視される成熟社会へと社会が大きく変化し、自然環境や景観、文化を支え、生活を豊かにしてくれる緑の効用が期待される場面は、ますます拡大してきました。

こうしたなか、平成18年には、県民共通の財産である緑の保全・再生を社会全体で支え、県民総参加で取り組む仕組みとして、県民緑税が創設され、その秋に開催されたのじぎく兵庫国体・のじぎく兵庫大会を契機とした全県花いっぱい運動の盛り上がりは、花づくりにとどまらず花と緑の地域づくりへと広がっていきました。

この流れを受け、「さわやかみどり創造プラン」を改定することとし、平成19年に現プランである「ひょうご花緑創造プラン」（平成19～27年度）を策定し、「参画と協働でつくる花と緑あふれる多様な県土」を基本理念に、これまでの緑に花を加えて、県民・団体・事業者・行政との参画と協働により進めてきている取り組みは、大きな意義があったといえます。

また、都市公園などの緑地の整備、保全といったこれまでの取り組みにより、緑とオープンスペースの創出などが進み、住環境、防災力などの向上が図られてきました。

しかし、ここ数年、今後の少子化・高齢化や人口減少の進展に伴う各地域の衰退が深刻なものとして懸念されるようになり、地域の活性化・まちの活性化などの地域創生の取り組みが求められるようになっていきます。

そうした中で、これまで培った花と緑への意識や取り組みを継続させていくことや、花と緑の活用によるゆたかな暮らしの向上をともに考えていく必要があります。

こうした観点から、これまでの参画と協働の理念を継承するとともに、さらに緑の量と質を高める花と緑のまちづくりを進め、ゆたかな暮らしを創造していくため、「ひょうご花緑創造プラン」を改定します。

なお、今回のプランの改定に併せて、「兵庫県広域緑地計画」の要素も統合し、策定することとします。

<花と緑とは>

規模の大小や民有・公有を問わず、樹木や草花などの植物などによって構成される森林、里山、草地、公園、水辺、農地、民間の庭園、工場・企業等の緑地、花壇などの環境（花と緑のオープンスペース）を幅広く花と緑と捉え、プランの対象とします。

2 計画年度

平成 28 年度（2016 年）～平成 37 年度（2025 年）〔10 年間〕

花と緑という育成に時間をかけて取り組む必要がある性質を考慮し、プランの計画年度は平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とします。

また、中間年となる概ね 5 年後（平成 32 年度）の社会情勢や花と緑をとりまく状況の変化等を考慮し、必要に応じて見直すこととします。

3 目的・位置付け

複数の市町に跨がる広域緑地から県民の生活に身近な緑地に至るまで、多様な緑地を維持・確保するとともに、花緑に関する活動への県民参画の機会を広げ、県民のゆたかな暮らしの実現に寄与するため、県民・団体・事業者・行政との参画と協働による花と緑の取り組みの方向性を示すことを目的とします。

また、都市域における緑地の保全と創造に関しては、一つの市町の範囲を越えた広域的な視点で、都市公園などの整備、都市緑地法をはじめとした法や条例等による緑地の保全などのあり方などを「兵庫県広域緑地計画」として定めていましたが、本プランと都市の緑地の保全等に関しては、対象地域（都市計画区域）や目標（市街地の緑地率 3 割以上）など重なる要素があることなどから、今回のプラン改定に併せて、「兵庫県広域緑地計画」の要素を統合し、策定します。

そのことにより、本プランは、「21 世紀兵庫長期ビジョン」やそのまちづくり分野の方針である「まちづくり基本方針」に示されている将来像の実現に向け、県下の花と緑の取り組みの方向性を示す個別分野の計画となります。また、広域的観点における緑地に関する広域緑地計画としての性格も有するものです。

兵庫県広域緑地計画（平成 8 年 3 月策定）の概要

※ 広域緑地…一つの市町の範囲を越える広域的な視点でとらえる県立都市公園をはじめとした緑地

目 的：都市計画区域（線引き都市計画区域）の緑地の保全と創造及び緑化の推進

計画期間：平成 8～21 世紀初頭

内 容：都市公園などの緑地整備、都市緑地法や条例等による緑地の保全に関する施策や目標を示した計画

目 標：一人当たり都市公園面積 20㎡以上、市街地の緑地率 30%以上

4 計画の評価・見直し

このプランの計画期間は 10 年間ですが、概ね中間年となる 5 年での社会情勢や花と緑をとりまく状況の変化等を考慮し、必要に応じて見直すこととします。見直しに際しては、学識者による審議や県民意見の反映による計画内容全体を評価します。

それに合わせて、花と緑にふれあう機会（花緑にかこまれる、花緑をたのしめる、花緑にかかわれる）の視点を踏まえ、花と緑に満足する人の割合など適宜県民モニターアンケートのアンケート調査等で把握します。

第1章 花と緑の現状と課題

1-1 これまでの花緑に関する取り組み

県内における花緑活動は、都市地域から農山村地域、森林地域などの各地域において、地域住民、緑化活動団体、民間団体、民間事業者など多様な主体により進められており、その目的や内容も多様です。花緑活動を支えるため、兵庫県ではこれまで活動資材の提供やボランティアスタッフの養成、講師派遣等の技術的支援、活動団体の表彰など参画と協働による取り組みを進めてきました。

また、県をはじめ各市町などでも、都市公園などの緑地整備や、条例等による緑地の保全や緑化を実施してきました。

① 県民緑税を活用した緑の創出と保全

県民緑税が導入された平成18年度以降、平成26年度までの9年間で、県民まちなみ緑化事業では計約607,000本の植樹と約48haの芝生化が行われ、県民との参画と協働の花緑の取り組みが定着してきました。

また、同じく緑税を活用した災害に強い森づくりでは、第2期(平成23年度～27年度)から住民参画型森林整備事業を追加し、地域住民やボランティア等の参画による自発的な森林整備活動を37箇所・96haで実施してきました。

表 県民まちなみ緑化事業実績

整備内容		第1期 (H18～22年度)	第2期					合計
			H23	H24	H25	H26	計	
植樹 本数 (本)	高木	21,100	1,300	2,100	5,100	5,900	14,400	35,500
	低木	341,000	24,200	46,800	90,500	68,800	230,300	571,300
	計	362,100	25,400	48,900	95,600	74,800	244,700	606,800
芝生化面積 (㎡)		229,100	48,600	66,600	62,800	76,300	254,200	483,200
緑化面積 (ha)		61.0	7.3	11.1	15.9	17.0	51.4	112.4

四捨五入の関係で合計が一致しない箇所があります。

表 災害に強い森づくり事業実績

(単位: ha)

整備名	第1期 (H18～22年度)	第2期					合計
		H23	H24	H25	H26	計	
緊急防災林整備	12,450	1,492	1,164	1,197	1,291	5,144	17,594
針葉樹林と広葉樹林の 混交林整備	994	176	101	229	222	728	1,722
里山防災林整備	2,217	365	406	405	323	1,499	3,716
野生動物育成林整備	1,092	188	500	460	424	1,572	2,664
住民参画型森林整備	(第2期から)	17	31	24	24	96	96
計	16,753	2,238	2,202	2,315	2,284	9,039	25,792

■県民緑税を活用した取り組み

兵庫県では、豊かな「緑」を次の世代に引き継いでいくため、県民共通の財産である「緑」の保全・再生を社会全体で支え、県民総参加で取り組む仕組みとして、平成18年度から「県民緑税」（県民税均等割の超過課税）を導入し、災害に強い森づくりや、環境改善や防災性の向上を目的とした都市の緑化を進めています（平成28年度から第3期）。

災害に強い森づくり

県民緑税を活用し、森林を保全・再生する事業として、森林の防災面での機能を高める災害に強い森づくりに取り組み、県土の保全や安全・安心な生活環境の創出を図ります。

【第3期の方針】

①災害緩衝林等の整備、②間伐木を利用した土留工の設置、③高齢人工林の広葉樹林化、④人家裏山の危険木伐採、⑤人と野生動物の棲み分けを図るバッファゾーンの設置、⑥地域住民等が自発的に行う森林整備活動への支援などを継続して進めるほか、新たに⑦都市山防災林整備に取り組みます。



緊急防災林整備
（間伐木を利用した土留工の設置）



里山防災林整備
（人家裏山の危険木伐採）



住民参画型森林整備
（地域住民等による整備）

県民まちなみ緑化事業

県民緑税を活用し、都市の緑の保全・再生のための事業として、住民団体などにより実施される植樹や芝生化、建築物の屋上・壁面緑化などの緑化活動に対して支援する県民まちなみ緑化事業に取り組み、都市における環境の改善や防災性の向上を図ります。

【第3期の方針】

これまでの支援内容を継続・拡充し、①県民参画の緑化活動の継続的推進、②緑の少ない人口集中地区における緑化を優先的に推進、③校園庭の芝生化の推進に取り組むとともに、新たに④大規模な都心緑化の推進に取り組みます。



校園庭の芝生化



建築物の屋上緑化



住民団体による植樹

② 花と緑あふれる美しい県土づくりの推進

年間約700団体へ一年草と多年草類をセットにした花苗、苗木、肥料等は無償で提供し、持続型花壇への転換と団体活動の継続を支援している緑化資材の提供事業、地域における花緑活動のリーダー（ボランティア）として実践活動や人材育成に取り組む方を「花緑いっぱい運動推進員」（約200名）に委嘱する花緑いっぱい運動推進員設置事業や民間と公的機関の接点に立って、住民団体等に専門的な指導・助言を行う「緑のパトロール隊」の設置など、花と緑あふれる“美しい県土づくり”を県民の参画と協働で進めるため、緑化基金事業に取り組んできました。

表 緑化資材の提供事業実績

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	合計
団体数	992	787	702	568	679	677	721	767	5,893
箇所数	1,060	842	751	568	679	677	766	783	6,126

③ 条例に基づく建築物及びその敷地の緑化・緑豊かな地域環境の形成

ゆとりと潤いある美しい環境の創造やヒートアイランド現象の緩和などを目的とし、環境の保全と創造に関する条例（環境条例）により、市街化区域内で一定規模以上の建築物を新築等する際、建築物及びその敷地の緑化を義務づけ、平成19年度から平成26年度までで約21haの建築物の緑化と約274haの建築物の敷地の緑化により都市部における緑化を推進してきました。

また、線引き都市計画区域を除く地域において、自然と調和した地域環境の形成を図るため、緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例）に基づき、適正な土地利用、森林及び緑地の保全と緑化の推進、優れた景観形成の視点で、開発行為等の誘導を図ってきました。

④ 花と緑のまちづくりに関する調査研究・普及啓発・活動支援

（財）兵庫県園芸・公園協会に設置した「花と緑のまちづくりセンター」では、県民の実践活動に役立つ調査研究を行うとともに、園芸・造園の専門家が公園フィールドで実施する研修会や園芸教室などの普及啓発、さらには県民まちなみ緑化事業や緑化基金事業の実施支援を行い、花と緑のまちづくり実践活動を推進してきました。

⑤ 花緑団体活動の顕彰

県民の参画と協働による“人間サイズのまちづくり”を推進するため、平成11年度に創設された「人間サイズのまちづくり賞」では、まちづくり活動部門として、花と緑のまちづくりや環境と共生するまちづくりに優れた功績のあった団体等を顕彰してきました。

⑥ 都市公園等による緑とオープンスペースの創造と活用

都市公園の整備推進により、国営公園や市町立都市公園も含めた県下の都市公園面積は、全国で2番目の規模となる約6,680haに達し、都市計画区域内人口一人当たり都市公園面積は12.4㎡/人（平成26年3月末時点）に至っており、全国平均（10㎡/人）を上回る水準となっています。また、都市公園以外にも、港湾緑地や児童遊園、CSR施設などの野外活動施設、自然公園などの緑地も多く、県民の多様な利用や活動の場となっています。

⑦ 都市緑地法をはじめとした法や条例等による緑地の保全

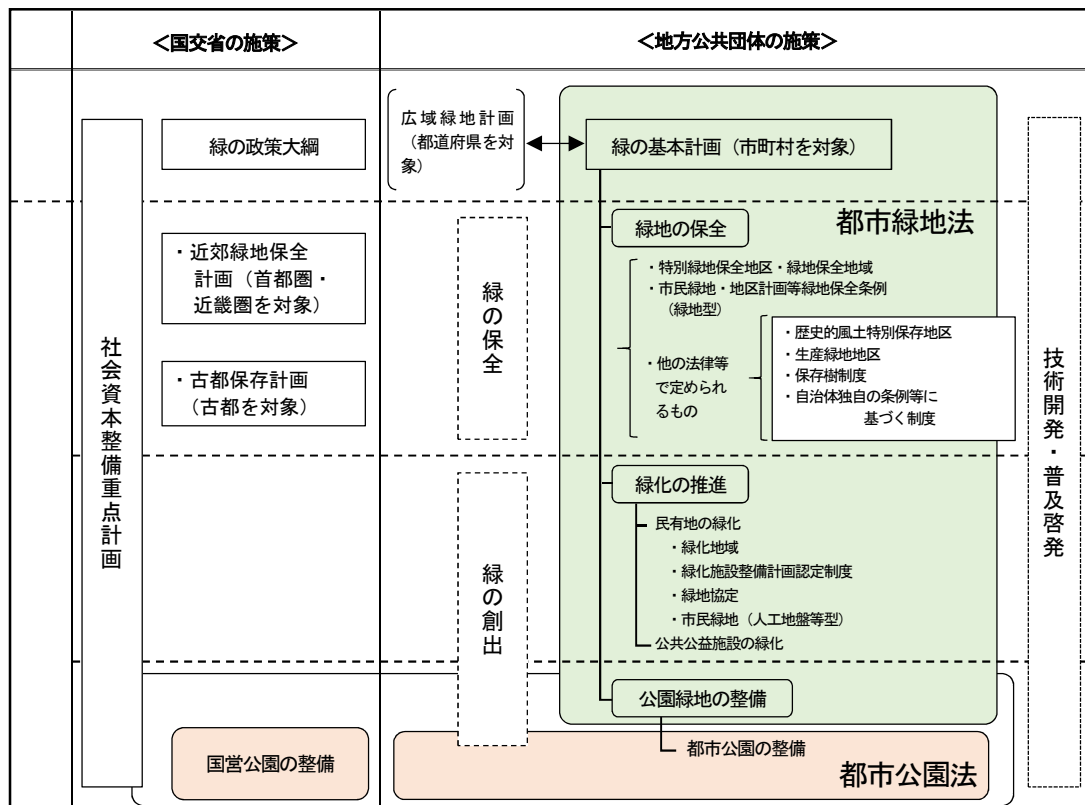
都市域では、都市緑地法、条例等の制度を活用した緑地の保全に努めてきており、神戸、阪神間地域では、六甲山麓部など市街地を取り巻く緑地を特別緑地保全地区として指定するなどして、良好な都市環境や景観形成、土砂災害防止など防災力の向上を推進してきました。

■緑の法制度

都市における緑の法制度は、大きく都市緑地法と都市公園法によります。

都市緑地法は、緑地の保全と緑化の推進をすることにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的としています。同法では、市町村が緑地の保全や緑化の推進に関して、目標、施策、推進の方針などを定める「緑の基本計画」を位置づけています。

また都市公園法は、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的としています。



国土交通省ホームページ 緑地保全・緑化 制度の概要 施策の体系
公園緑地マニュアル 公園緑地施策体系図（一般社団法人 日本公園緑地協会）

1-2 花と緑の現状と課題

今日における社会情勢や県民の意識など、花と緑をとりまく状況と花と緑に期待される役割（効果）及び花と緑に関する課題については、以下のとおりです。

花と緑をとりまく状況

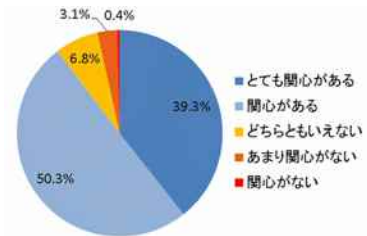
○参画と協働による

花緑の取り組みの広がり

- ・住民参画型森林整備や住民団体等による緑化活動をはじめとした参画と協働による取り組みが広がり、県民意識が高まっています。

○花緑への関心の高さ

- ・身近な緑（樹木や草花）に対して「とても関心がある」「関心がある」と回答した人は 89.6%と非常に高くなっています。

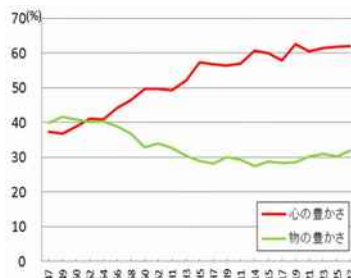


（資料：「県民モニターアンケート調査」結果(平成 26 年 6 月実施)）

○「ゆたかさ」のとらえ方

（量より質へ、体験・活動志向）

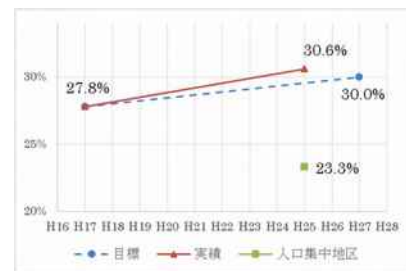
- ・社会が成熟化した現在では価値観は多様化しており、経済面だけではなく生きがいの充実や環境との共生など生活の質を向上させることが「ゆたかさ」の一つとして捉えられ、物の豊かさよりも心の豊かさを重視する人の割合が高くなっています。



■心の豊かさの割合と物の豊かさの割合のどちらを重視するか
（資料：内閣府「国民生活に関する世論調査」）

○現行プランの評価

- ・都市地域の緑地割合の30%以上確保という目標は達成しながらも、人口集中地区では30%以下の市町が存在するなど地域間の偏在がみられます。



■都市地域の緑地割合の推移
（資料：兵庫県都市政策課、平成 25 年度）

■参画と協働による花緑の取り組み事例①

交流広場の芝生化の取り組み（高砂市）

高砂市荒井地域では、自治会や婦人会、老人クラブ、幼稚園等が一体となり、地域が集う交流広場「よってこ村」約 1,000 m²の芝生化を実施しました。芝生面には、広場のマスコット「よってこさん」が施肥によりデザイン化されています。

芝生化された広場を利用し、祭りやなごみ市、運動会や野球教室などが催され、地域の世代間交流に寄与しています。

【効果等】

- 自治会、婦人会、老人クラブ、幼稚園等、地域の一体的な参画
- 芝生化広場を活用した世代間交流の拡大



住民等による植栽活動



芝生面のデザイン

花と緑に関する方向性等に係る課題	課題への対応
○参画と協働の取り組みの継続が必要 ・県民緑税を活用した住民参画型森林整備や住民団体等による緑化活動などの実績、花緑に対する県民の関心の高さから、参画と協働による花緑の取り組みが着実に広がっており、引き続き、県民と行政による参画と協働の取り組みが必要です。 ○ゆたかさへの視点が必要 ・花緑の量だけでなく質を高めることにより、花緑が社会の成熟化により多様化した人々の価値観に対応し、生活の質を向上させ、心のゆたかさやゆたかな暮らしへ繋がっていくという視点が、これからの花緑の取り組みに必要と考えられます。 ○地域による花緑の偏在の是正が必要 ・花緑が比較的少ない地域においても、全ての県民が花緑によるゆたかさを実感できるよう、地域間における花緑の偏在を是正していくことが必要です。	→理念へ →目標へ

■参画と協働による花緑の取り組み事例②

「霧島の宮」復活への取組（西宮市）

日野神社社叢は県指定天然記念物に指定され、ひょうごの森 100 選にも選ばれています。かつては、キリシマツツジが多く植栽され「霧島の宮」と呼ばれていました。

しかし、キリシマツツジが1本もなくなってしまったため、県民まちなみ緑化事業の補助を用いて地域住民が参加し、約 1,200 本のキリシマツツジが植栽されました。

植栽を機に社叢林の観察・学習会が実施されるなど世代を超えた地域交流が進んでいます。

【効果等】

- 神社愛称の由縁である貴重な植物群落の復活
- 社叢林を活用し地域交流が活性化

植栽直後の霧島ツツジ



花と緑をとりまく状況

○人口減少・少子高齢化社会の本格到来

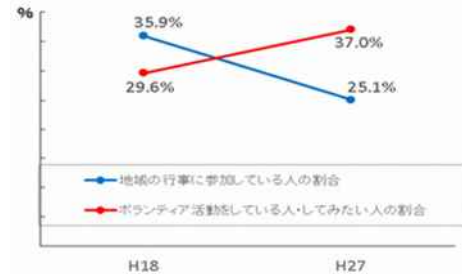
- ・担い手の減少による花緑活動の活力の低下が懸念され、その傾向は特に農山村地域・森林地域において顕著となると考えられます。

○地域コミュニティの衰退

- ・地縁型の地域コミュニティは、人口減少や少子高齢化による担い手の減少や中心市街地の衰退等様々な要因により、地域住民の参加頻度が減少し、衰退しています。

○人と人とのかかわりの希薄とボランティア活動への関心

- ・地域との付き合いが薄くなる一方、ボランティア活動への関心は高まっており、ギャップが生じています。



■地域行事への参加割合とボランティア活動への参加割合の変化
(資料:「兵庫のゆたかさ指標」県民意識調査)

○深刻化する地球温暖化・環境問題

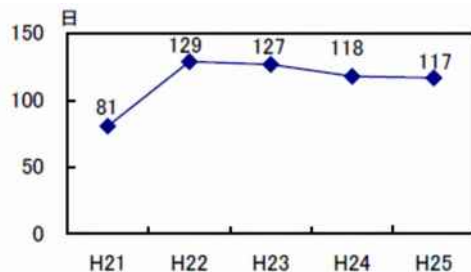
- ・地球温暖化防止や都市域における熱環境改善やヒートアイランド対策という視点に加え、人々の生活の場としての環境改善という視点が着目されています。

○公園・緑地の整備状況

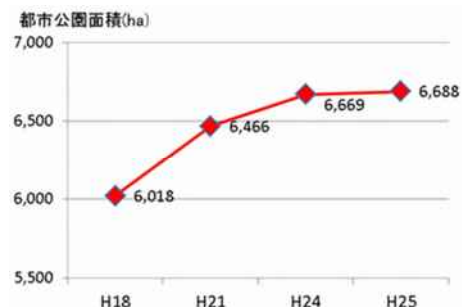
- ・都市公園のストックは増大しましたが、用地確保や財政的な問題から新規の公園・緑地の整備は難しい状況にあります。

○空き家、空き地、耕作放棄地など空き空間の増加

- ・空き空間の増加は、景観面、防犯面など様々な問題につながることを懸念されています。



■県内主要都市の真夏日及び熱帯夜日数(述べ日数)
(資料:兵庫県環境白書 平成26年度版)



■兵庫県内における都市公園の整備に関する推移
(資料:兵庫県公園緑地課)

○生物多様性の保全

- ・参画と協働による生物多様性保全活動の広がりや、里山を自然とのふれあいの場としての活用など、生物多様性保全に取り組むことが、人々の暮らしと身近なこととして捉えられるようになっていきます。



■コウノトリの野生復帰に向けた活動

[コウノトリの放鳥]

[豊岡市内の人工巣塔]

(資料:生物多様性ひょうご戦略(改定版)平成26年2月)

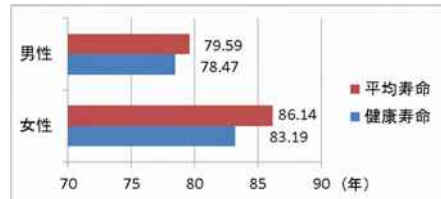


花と緑に期待される効果	花と緑に関する取り組みの課題	課題への対応
○コミュニティ形成効果 子育て世代や異なる世代間による交流機会の創出、人と人・地域を結び付けるコミュニティ形成への寄与	①地域のコミュニティ形成・再生 ・公園等や花緑活動を行う場所が、地域交流の拠点となり、地域コミュニティ形成・再生に寄与することが求められています。 ・花緑活動が、ボランティアへの参加意欲の高い人々にとって活動のきっかけとなり、そこから様々な地域活動への展開が期待されます。	→基本方針1へ →推進施策1へ
○環境保全効果 ヒートアイランド現象の緩和、大気浄化、地球温暖化防止、CO ₂ 吸収	②環境保全への対応の継続・拡充 ・人々が快適に過ごせる都市環境づくりに花緑を有効に活用することが求められています。 ・きれいな空気や水、安らぎやうるおいを与え人々の暮らしの質を高めるものとして、地域緑地による持続性のある緑地の確保の取り組みを今後も継続・拡充して推進していくことが求められています。 ・都市地域等の低・未利用地を利用した市民農園等への活用や、公園等の既存の公共施設のストックの活用により、地域の生活環境を向上させることが期待されています。	→基本方針2へ →推進施策2へ
○環境保全効果 生物の生育地・生息地、人と自然がふれあう場としての生物多様性の確保	③生物多様性保全への対応の継続・拡充 ・生物の生息地として、また、自然とのふれあいの場として、森林・里山の整備や自然再生の取り組み、生物多様性の保全活動を今後も継続・拡充して推進していくことが求められています。	→基本方針3へ →推進施策3へ

花と緑をとりまく状況

○平均寿命と健康寿命

- 平均寿命が伸びる一方で、平均寿命と健康寿命との差（日常生活に制限のある「不健康な期間」）が拡大することにより、個人の生活の質の低下が懸念されています。



■兵庫県における「平均寿命」と「健康寿命」
(資料：兵庫県健康づくり推進実施計画、平成25年4月)

○都市と農山村との連携

- 農山村地域の集落機能の回復と都市住民ニーズに対応するため、都市と農山村の共生・対流が積極的に進められています。
- 食の安全等への関心の高まりなどを背景に、都市住民にとっての農業体験・学習や交流の場となるなど、多様な機能を持つ都市農地の保全と持続的な発展のための取り組みが進められています。



※楽農生活交流人口：県内の都市農村交流施設（農林漁業体験施設、農家レストラン、総合交流施設、農業公園）、農家民宿、市民農園の利用者数

○良好な景観の形成

- 良好な景観の形成による地域の魅力や居住環境の向上が進められています。

○大規模都市緑化による都市のにぎわいづくり

- エリアマネジメント等の手法を用いた大規模緑化によるまちのにぎわいづくりが進められています。

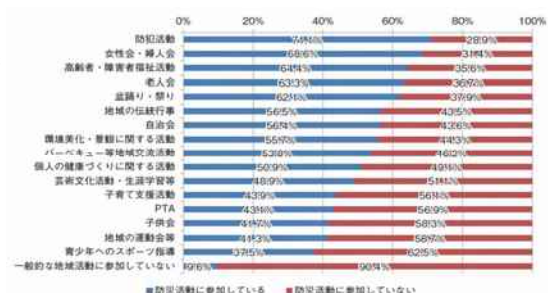
○地域創生による人口対策、地域の元気づくり

- 地域創生戦略の中で、地域の元気づくりに向けた取り組みが求められています。

■楽農生活交流人口の推移
(資料：ひょうごみどり白書 2014)

○自助・共助による地域防災力の必要性

- 花緑活動等地域活動の活性化により、防災活動が活発化し地域防災力の強化に繋がることが示されていますが、それを担う地域コミュニティの衰退に伴う自助・共助による地域防災力低下が懸念されています。



■一般的な地域活動（地縁活動）と防災活動との関係

(資料：内閣府(2014)「地域コミュニティにおける共助による防災活動に関する意識調査」)

○防災・減災に資する都市での緑化の必要性

- 密集市街地等における延焼防止や帰宅支援スポット整備の推進など、大規模災害への備えに向けて、花と緑の果たす役割が求められています。

○災害に強い森づくりの必要性

- 平成26年8月豪雨災害では、森林の適正管理や防災対策の必要性が再認識されています。

○維持管理の苦労と難しさ

- 日常管理の手間に対する人手不足への対応、維持管理費用や資材提供への支援が求められています。
- 維持管理手法に関するガイドや講習会の開催を望む意見も多くなっています（自ら学ぶ姿勢）。

花と緑に期待される効果

○健康増進効果

心身の健康増進、癒し効果、休息の場、充足感など、健康健全な暮らしへの寄与

○地域核の再生・地域活性化効果

地域固有の資源の保全・育成・活用、都市農山村等地域間交流の促進、地域核の再生や地域活性化への寄与

○景観形成効果

地域に根ざした景観の形成や花緑による美しい景観の形成による地域への愛着や誇りを育むことへの寄与

○防災効果

雨水貯留、水源のかん養機能による自然災害の抑制、都市型水害リスク低減、避難場所としての活用、延焼の遅延・遮断

花と緑に関する取り組みの課題

④-1 体験・活動による心身の維持・向上

・花緑に関する活動が、子育て環境の改善や県民のライフスタイルを変えることで、子どもから高齢者まで心身ともに健康的に暮らせることが求められています。

④-2 地域資源の活用、地域間交流

・地域に愛されてきた社叢の復活など、地域核の再生や芝生広場の整備による地域活性化が期待されています。

・地域景観を支える緑地の保全創出につながる花緑活動を地域住民が主体となって進めることで、地域資源を共有財産として大切に、自分の地域に誇りを持つことに繋がること期待されます。

⑤防災対策の継続、防災意識の醸成

・避難場所や防災公園等の整備による防災対策が求められています。

・空き家除去跡地を一時避難場所として活用するとともに、緑化を図り、花緑のある場所が防災活動の場となり、自助・共助による防災意識の醸成につながることを期待されています。

・局地的な集中豪雨への新たな森林の防災対策など、引き続き災害に強い森づくりの取り組みが求められています。

課題への対応

→基本方針4へ

→推進施策4へ

→基本方針5へ

→推進施策5へ

○持続性の観点から、維持管理への対応の検討が必要



灌水不足による枯損

維持管理不足での枯損



→維持管理の推進へ

第2章 理念

県民まちなみ緑化事業をはじめとした参画と協働による緑化実績の蓄積や、県民意識の高まりなどから、県内各地で参画と協働による花緑の取り組みが広がり、コミュニティ形成や地域活性化に寄与した事例も増えてきたことから、地域づくりとしても、これらの取り組みを広げる参画と協働の取り組みを継承していくことが重要です。

また、「ゆたかさ」のとらえ方は量より質へ、体験や活動、心の豊かさを重視する傾向が高まっていることから、県民のみなさんの生活の質（ゆたかな暮らし）の向上をめざした取り組みが求められています。以上より、本プランの理念を以下のように設定します。

理念：花緑の『育み』、『恵み』による『ゆたかな暮らし』の実現

花と緑の多様な役割・効果を県民、団体、事業者、行政の間で共有し、共に取り組み（『育み』）、その成果・効果・実感（『恵み』）を受けて『ゆたかな暮らし』につなげます。

『育み』

県民、団体、事業者、行政が各々の役割を理解し、互いに支えあいながら取り組みを進めていくことで、花緑の様々な成果・効果を発揮するため、県民自らが主体となった取り組みと県民、団体、事業者、行政が連携して進める行政施策を、本プランでは『育み』としてとらえます。

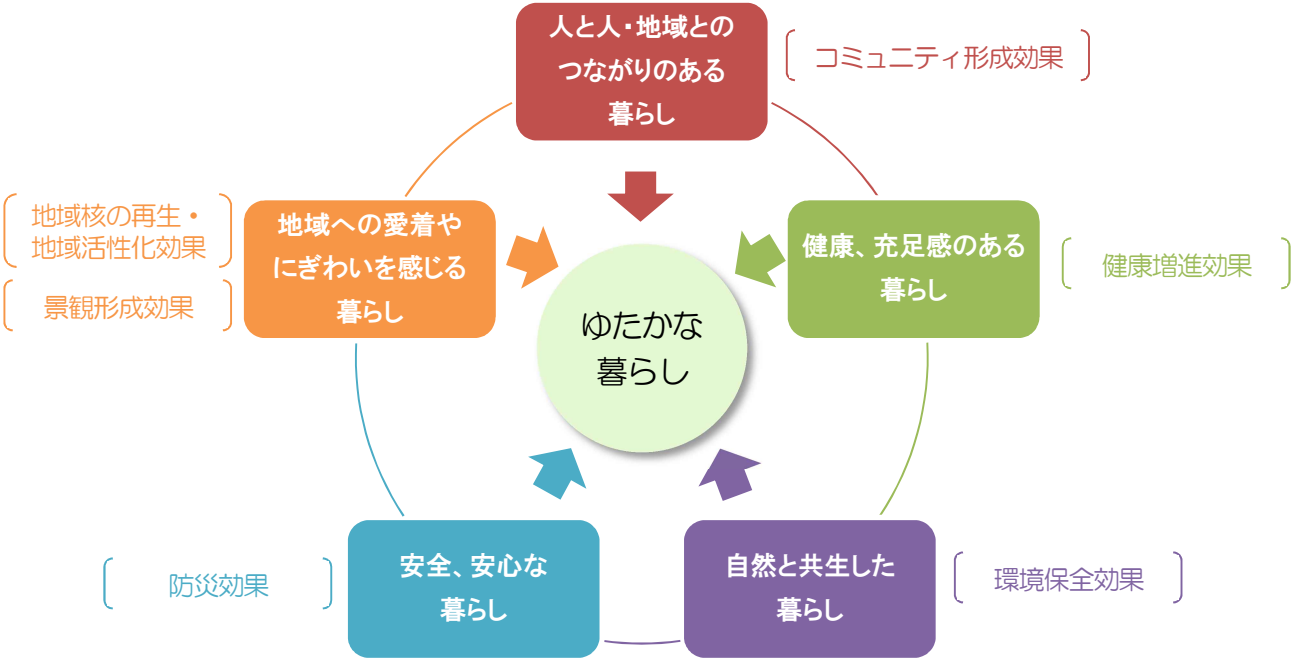
『恵み』

『育み』により得られる成果・効果は、「まちなかでの花や緑の増加」といった実績だけではなく、「まちがきれいになってうれしい」や「緑の中で思いっきり遊べて楽しい」といった、県民の実感として現れるものです。このような施策・取り組みによる実績や県民の実感を、本プランでは『恵み』としてとらえます。

『ゆたかな暮らし』

『恵み』の結果から感じられる以下のような暮らしを、本プランでは花と緑を活かした『ゆたかな暮らし』とします。

- 人と人・地域とのつながりのある暮らし
- 健康、充足感のある暮らし
- 自然と共生した暮らし
- 安全、安心な暮らし
- 地域への愛着やにぎわいを感じる暮らし



21 世紀兵庫長期ビジョンの将来像とゆたかな暮らし

21世紀兵庫長期ビジョン 12の将来像	ゆたかな暮らし（ひょうご花緑創造プラン）	
■ 将来像1：人と人のつながりで自立と安心を育む	理念…花緑の『育み』、『恵み』による『ゆたかな暮らし』の実現	人と人・地域とのつながりのある暮らし
■ 将来像2：兵庫らしい健康で充実した生涯を送れる社会を実現する		健康、充足感のある暮らし
■ 将来像3：次代を支え挑戦する人を創る		
■ 将来像4：未来を拓く産業の力を高める		自然と共生した暮らし
■ 将来像5：地域と共に持続する産業を育む		安全、安心な暮らし
■ 将来像6：生きがいにあふれたしごとを創る		地域への愛着やにぎわいを感じる暮らし
■ 将来像7：人と自然が共生する地域を創る		
■ 将来像8：低炭素で資源を生かす先進地を創る		
■ 将来像9：災害に強い安全安心な基盤を整える		
■ 将来像10：地域の交流・持続を支える基盤を整える		
■ 将来像11：個性を生かした地域の自立と地域間連携で元気を生み出す		
■ 将来像12：世界との交流を兵庫の未来へ結ぶ		

第3章 目標

ゆたかな暮らしの実現を実感する目標として、緑の質を高める視点から、質的な基本目標を定めます。

また、都市地域、農山村地域等、森林地域ごとの県民の参画と協働による花と緑に関する取り組みの方向性を示すため、地域目標を定めます。

3-1 基本目標

ゆたかな暮らしの実感は、花と緑にふれあう機会（例えば、花緑にかこまれる、花緑をたのしめる、花緑にかかわれるなど）が増えることによりいっそう発揮されます。花緑にふれあう機会が増えることは、花緑に満足する人が増えることになります。

こうしたことから、県全体の基本目標として、身近な花と緑に満足する人の割合を増やすこととします。

○身近な花と緑に満足する人の割合を増やす

住まいや職場、学校など身近な緑（樹木や草花）の満足度 現状：約 65%（H26）

⇒ 中間目標： 67.5%（H32） ⇒ 目標： 70%（H37）

花緑にふれあう機会

かこまれる

身近にある、目に見える花緑が多いほど、花緑にふれる機会が増え、『恵み』を享受しやすくなるため、特に都市地域など比較的緑が少ない地域において、花緑の量や花緑へのアクセスのしやすさなど花緑に囲まれることが重要です。

たのしめる

まちの景観を向上させる花壇や運動ができる芝生広場、自然を観察できるビオトープなど身近な花緑が多様であり、また花緑の種類やデザイン性などより多様で質の高い花緑を楽しむことが重要です。

かかわれる (わかちあえる)

花緑をさわったり育てたり、維持管理等にかかわれる花緑が多いほど、花緑活動を通じて仲間とつながり、価値をわかちあえることでやりがいや生きがいを感じられるなど花緑にかかわれることが重要です。

市街化区域において県民が豊かさを実感できる永続的な緑地の割合とされる 30%以上を確保・維持します。

また、人口集中地区については、緑地割合 25%となるよう確保し、偏在を是正します。

○ 市街化区域の緑地割合 3 割の維持（H37）

現状：30.6%（H25）

○ 人口集中地区の緑地割合 25%の確保（H37）

現状：23.3%（H25）

中間目標：24.2%（H32）

3-2 地域目標

多様な地域の特性とポテンシャルを活かすという地域創生戦略の基本的な考え方等を踏まえ、ゆたかな暮らしの実現を実感するため、都市地域、農山村地域等、森林地域におけるひょうごの多様な緑地を活かした地域目標を設定します。

(1) 都市地域

ゆとりと潤いのある都市空間の維持・創造

限られた都市地域の花と緑のオープンスペースを、防災減災機能や生物多様性の保全、良好な生活環境や景観等を確保する空間として県民共通の貴重な財産に位置づけ、県民が豊かさを実感できる永続的な緑地として、維持・創出します。



市街地の花壇



郊外住宅地



地方部の中心市街地

(2) 農山村地域等

田園・里山空間等多自然環境の保全・活用

中山間地や都市近郊などにおける農地や里山群、ため池などをはじめとした田園空間を県民共通の重要な地域資源として位置づけ、田園空間の良好な環境の保全に努め、地域の活性化等に寄与するレクリエーション機能のより一層の活用を進めます。



農村風景



棚田の景観



農地に広がるため池群

(3) 森林地域

豊かな多自然環境にある森林の保全・活用

緑豊かな森林を県民共通の財産と位置づけ、県土にとって貴重な緑の保全に努めるとともに、社会全体で森林を支える仕組みのもと、生物多様性保全、CO₂ 吸収、土砂災害・洪水防止、水源のかん養、保健・レクリエーション、景観形成など森林が有する多面的機能の維持向上や活用を図ります。



氷ノ山・ハチ高原



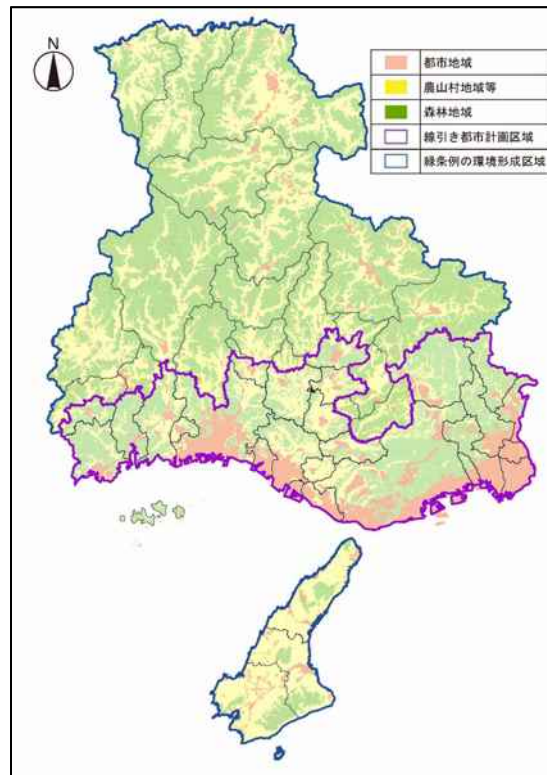
市街地から望む六甲山地



森林レクリエーションの提供

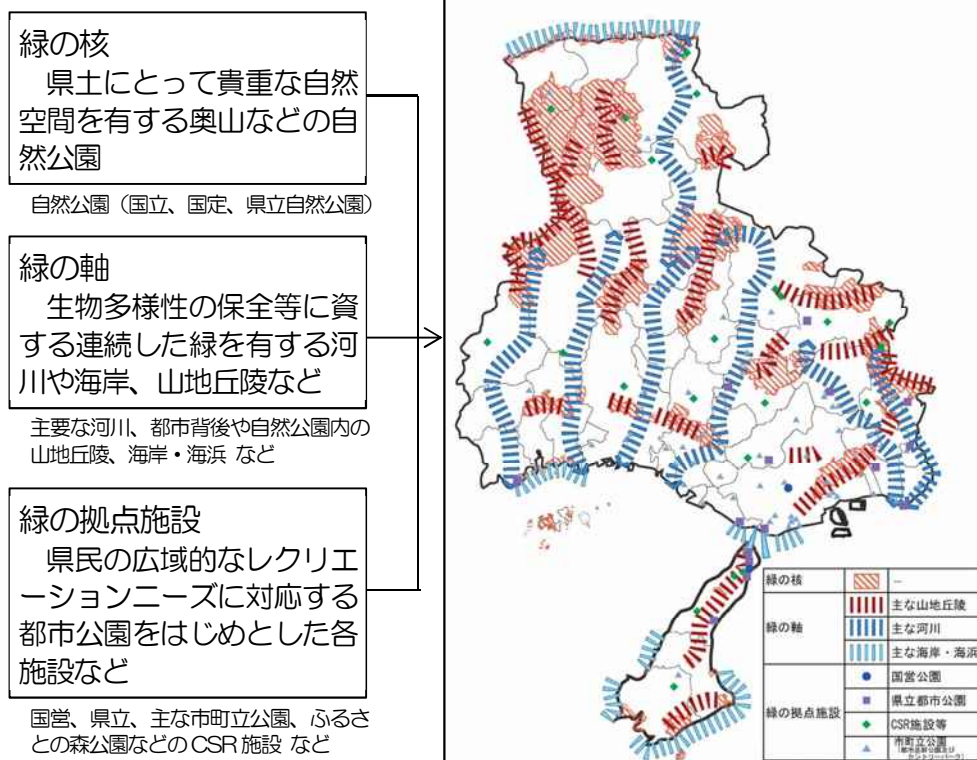
□各地の都市、農山村、森林等の地域分布

県土全域で、緑化活動等の緑豊かな地域環境の保全、創出、活用を進める都市、農山村、森林などの地域分布（緑条例、都市計画法等で地域特性に応じた花緑による地域環境の形成を推進する状況）。



□各地の花緑をつなぐ核や軸となる自然公園や山地丘陵、河川等の分布

県土の多様な魅力を育み、広域的な花緑ネットワークを形成する自然公園や山地丘陵、河川等の県土各地の花緑をつなぐ核や軸などの分布。

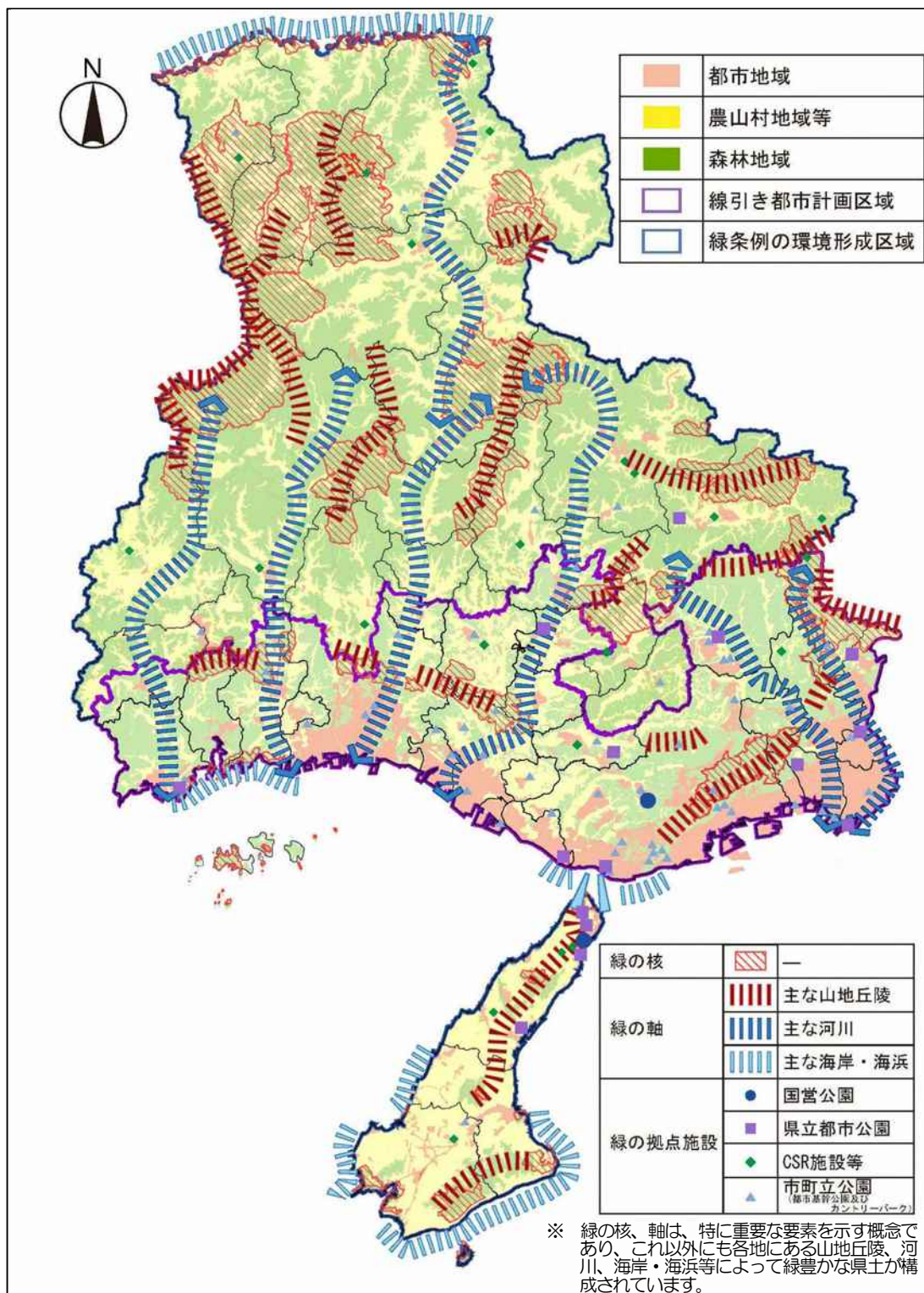


※ 緑の核、軸は、特に重要な要素を示す概念であり、これ以外にも各地にある山地丘陵、河川、海岸・海浜等によって緑豊かな県土が構成されています。

■花緑ネットワークによる理念の実現

都市、農山村、森林等の地域を有する多様な県土において、自然公園、河川、都市公園等花緑ネットワークを形成する緑の核や軸、拠点により各地域をつなぎ、将来にわたり県土の花緑の保全、創出、活用に取り組み、『ゆたかな暮らし』の実現を目指します。

なお、広域的な視点で捉える花緑は、県土にとって貴重な自然空間である自然公園の「緑の核」や、河川、海岸・海浜、山地丘陵等の「緑の軸」、都市公園等の「緑の拠点施設」があり、ネットワークを形成しています。これらのネットワークを守り、活かし、各地域を結ぶことは、動植物の多様な生物環境、広域防災ネットワーク、県民のレクリエーション活動の空間等の充実、形成につながっていきます。



第4章 基本方針

理念の実現と目標達成に向けて、地域の花や緑をとりまく状況やまちづくりの目標、花と緑に期待される役割(効果)に応じた、県民、団体、事業者、行政が一体となり、互いに協力し合いながら進める取り組みの方向として、以下5つの基本方針を掲げます。

基本方針1

「花と緑を活かして、人と人・地域とのつながりやコミュニティをつくります」

私たちは、公園・緑地を維持・確保するとともに、花と緑にかかわる活動を通じた交流によって、世代を超えた人と人、人と地域とのかかわりを持ち、互いに認め合うことで、豊かであたたかな人と人、人と地域とのつながりを実感できる暮らしの実現をめざします。

公園などでの花壇づくりがきっかけとなって、地域住民同士の交流が広がっています。

花緑による人と人・地域とのつながりある暮らしのイメージ



基本方針2

「花と緑を活かして、人にやさしい環境をつくります」

私たちは、広域や生活に身近な緑地の量と質の確保や、ヒートアイランド対策など都市環境の改善による人と自然の持続可能な関係の再構築など、地域特性に応じた花と緑の保全・再生・創造・活用によって、自然の恩恵を受ける人にやさしい暮らしの実現をめざします。

身近な緑地による都市環境の改善で、快適な環境の確保と環境保全意識の醸成につながっています。

花緑による人にやさしい暮らしのイメージ



基本方針3

「花と緑を活かして、自然と共生した環境をつくります」

私たちは、緑の連続性の確保による生物多様性の保全など、地域特性に応じた花と緑の保全・再生・創造・活用によって、自然と共生した暮らしの実現をめざします。

都市近郊の自然地を活用し、自然体験の機会を増やすことで、生物多様性の保全や活動への意識の醸成につながっています。

花緑による自然と共生した暮らしのイメージ



基本方針4

**「花と緑を活かして、すべての世代の健康や生きがい、
地域間の交流や地域への愛着、にぎわいをつくります」**

私たちは、多様な世代による花と緑にかかわる活動や子育て環境を充実させることによって、心身の健康づくりやレクリエーションにつなげるとともに、誰もが学びの喜びを実感し、自分らしいライフスタイルの実現や地域社会での役割を得ることで、充足感や幸福感を感じられる社会をめざします。

地域固有の花や緑の保全・創出・活用によって、地域景観の向上や地域活性化の拠点づくりを進めることで、愛着やにぎわいを感じられる地域づくりをめざします。

花緑団体同士の交流やオープンガーデンなど花緑活動を通じた地域間の交流によって、連携を深め、互いに支え合い、魅力を高め合うことで、活力ある地域づくりをめざします。

**花緑による健康、充足感のある
暮らしのイメージ**



校庭の芝生化や花壇づくりによって、子どもたちや地域住民の体を動かす機会や、やりがいのある活動への機会が増えています。

**花緑による地域の愛着やにぎわい・交流を
感じる暮らしのイメージ**

商店街では、花緑のある気持ちのよい空間づくりが自主的に進められ、そのおかげで来訪者が増え、地域に活気が出てきています。



基本方針5

「花と緑を活かして、安全・安心に暮らせる地域をつくります」

私たちは、安全安心を支える災害に強い森づくりや公園・オープンスペースの整備、生活環境の保全、緑地や森林の保全によって、防災減災機能を確保するとともに、森林整備への住民参画や花と緑にかかわる活動が育む自助・共助による地域防災力が向上することで、災害や危機に強い安全安心な地域づくりをめざします。

花緑による安全・安心な暮らしのイメージ



普段から地域住民による花壇づくりが行われていることで、避難訓練などの域防災力の向上につながる活動が展開されています。
また、いつも知っている誰かがいるため、安心して遊んだりすることができます。

第5章 推進施策

5-1 目標達成へ向けた施策の推進の基礎となる5つの行動

基本方針に基づいた取り組みを進めるにあたっては、県民、団体、事業者、行政等の全ての主体が花緑を共有の財産として、『ゆたかな暮らし』の実現に向けて重要なものだということを知り・学んだうえで考え、共にまもり、つくり、そだてることが重要です。そして、これらの行動を通して人と人、人と地域とのつながりやささえあい、更なる活動への原動力となり、花緑活動にとどまらない多様な活動へと広がっていきます。

しる・まなぶ・かんがえる

花と緑による心地よさを感じることや、花と緑から自然環境の大切さを知り、学ぶことから始まります。また、その花と緑の活かし方などを考えることが、花緑活動にかかわるきっかけとなるとともに、活動を継続させるためのモチベーションとなることも期待されます。

まもる

天然林や里山、田畑などは、野生生物にとっては生息地として貴重な存在であるとともに、人にとっても自然との共生を実現し、自然の恵みを得るなど、県民共有の財産である花と緑を適切に守ることが必要です。

つくる

地球温暖化が一因とされる異常気象やヒートアイランド現象緩和などの環境改善や、良好な景観やまちのにぎわいづくりなどの地域活性化に資する花と緑をともに創っていくことが重要です。

そだてる

森林の間伐をはじめとする適正管理、放置された里山林の再生や、今ある地域の緑化や花緑活動を継続しながら育てることが必要です。また、花緑活動を支える人材や中間支援を行う団体等の参画と協働による育成が、人、団体、地域を育てるうえでも重要となります。

つなぐ・ささえる

花緑活動を通じた仲間づくりや花緑活動以外の様々な分野の活動団体・地元企業との連携は、新たなコミュニティ形成や活動の多様化につながり、花緑活動をより一層進めるうえで大切なことです。また、花緑活動の継続のためには、花緑に関する公益団体・専門家や行政などが活動を支えることも必要です。

5-2 施策展開の視点

施策を展開していくために、大事な視点は以下のとおりです。

(1) 地域特性に応じた施策展開

兵庫県の花と緑は多様です。都市地域、農山村地域、森林地域など各地域にはそれぞれの歴史や成り立ちがあり、その地域にあった郷土種の活用は、地域の風土に適しているため耐性があり、地域の特産や文化資源、景観と組み合わせることで一体感がうまれます。それぞれの地域課題等に対して、花と緑を地域特性に応じて活用し、柔軟に幅広く取り組む必要があると考えます。

地域目標にもあるとおり、都市地域では緑地割合が比較的小さいため、花緑を重点的に増やすとともに、花緑とふれあえる機会を増やし維持していくことが必要ですし、農山村地域等では花

緑活動の担い手不足や耕作放棄地などの問題もあることから、良好な環境の保全とともに都市農村交流など活用への取り組みが必要であり、森林地域では保全に努めながら森林の多面的機能の維持向上、さらに活用が求められます。

（２）花緑活動の持続性

阪神・淡路大震災では、「ガレキが残る被災地に花を植える」、「避難所及び仮設住宅などで被災者の心の癒しとなる花緑を育成する」など、県民によって復興にかかわる様々な花緑活動が行われ、これをきっかけとしてコミュニティ再生などのまちづくり活動に広がっていきました。その中で、自治会などの地域活動や小中学校、老人福祉施設など地域施設と連携しながら取り組むことで、今日まで花緑活動が持続されてきた事例も少なくありません。



小学生とともに花苗の植え込み作業

現在、人手不足、後継者不足などの要因により花緑活動を持続させることが難しい状況になっています。そのため、花緑活動を通じて人と人・地域との交流を活発にし、より多くの県民が花と緑の効果を実感することで花緑活動を広げていくことに繋がり、花緑活動をきっかけとしたまちづくりやコミュニティづくりにも展開するような好循環を生み出すことが必要となります。

5-3 推進施策の展開

今後の課題を踏まえて5つの基本方針に基づき、以下の施策に取り組む必要があると考えます。

- 1 参画と協働による花緑活動の一層の推進
- 2 広域及び生活に身近な地域における緑地の創出・保全
- 3 自然再生・生物多様性の確保に関する取り組みの拡大
- 4 花緑の効果的な活用
- 5 花緑による安全・安心の向上

また、行政と県民が共通の価値観のもとで取り組むために、花緑が県民の暮らしをどのようにゆたかにするのか、わかりやすく示す必要があります。

本プランでは、花と緑がどのように県民の暮らしをゆたかにするのか、また、そのゆたかな暮らしを県民がどのように実感し満足するのかを、ストーリーやイラスト、実感のセリフにより表現しています。

継続・新規・拡充施策の考え方、進捗状況の把握

なお、本プランでは、施策の分類を以下のように示しています。

既存施策だけでは対応できない課題の解決へ向けて、特に重要となる施策を、「拡充施策」、「新規施策」として新たに組み込みます。

また、【進捗状況をはかるための指標】により、進捗状況を把握していきます。

【継続】継続施策：既存の施策のうち、今後も継続して取り組むべきもの

【拡充】拡充施策：「ゆたかな暮らし」の実現へ向けて、既存の施策のうち、更なる取り組みの充実を図るもの

【新規】新規施策：「ゆたかな暮らし」の実現へ向けて、特に重要な施策として新たに組み込むもの

1 参画と協働による花緑活動の一層の推進

～花と緑を活かした、人と人・地域とのつながりやコミュニティづくり～

人と人、人と地域とのつながりやコミュニティづくりのため、住民団体等による緑化活動の推進や、県民や事業者等による緑化活動機会の創出など、花と緑の持つコミュニティ形成効果を活かした施策に取り組みます。

【推進施策①】 コミュニティ形成に繋がる住民団体による緑化活動の推進

自治会や住民団体、企業など県民による緑化活動を推進するため、花苗や緑化資材の提供などの支援や、活動機会の提供に関する取り組みを進めます。

具体的な施策

〔継続〕 県民参画の緑化活動の継続的推進
（県民まちなみ緑化事業）

〔継続〕 緑化資材の提供事業

緑化資材の提供事業を利用して整備された花壇



【推進施策②】 ボランティア活動等の緑化活動の推進

緑化活動への参加機会を創出するため、参画と協働の舞台としての公園・緑地の活用、普及啓発や情報提供などの緑化活動への参加機会の増加を図る取り組みを進めます。

具体的な施策

〔継続〕 花と緑のまちづくりセンターによる調査研究・普及啓発・活動支援

〔継続〕 県民総参加の森づくり促進事業（新ひょうごの森づくり）

〔継続〕 公園を舞台にしたコミュニティ・交流活動

【推進施策③】 事業者等による緑化活動機会の創出

企業などによる緑化への参画と協働を推進するため、取り組みの公表、表彰などによる活動の奨励や活動の持続を促す取り組みを進めます。

具体的な施策

〔新規〕 ひょうごまちなみガーデンショーに合わせた県産花き・造園フェアの開催

〔拡充〕 造園等の緑化技術の顕彰（人間サイズのまちづくり賞）

〔継続〕 企業の森づくり推進事業（新ひょうごの森づくり）

【進捗状況をはかるための指標】

○県民まちなみ緑化事業：住民団体 600 団体/5年（H32）

○県民総参加の森づくり促進事業：森林ボランティアリーダー数(累計)950 人（H32）

第4次兵庫県環境基本計画（ひょうごの環境指標）

主な施策の概要

□ 県民参画の緑化活動の継続的推進（県民まちなみ緑化事業）

県民参画による緑化活動を推進するため、住民団体の県民まちなみ緑化事業の支援を継続する（600団体／5年）。

□ ひょうごまちなみガーデンショーに合わせた県産花き・造園フェアの開催

ひょうごまちなみガーデンショーに合わせて、新たに花き・造園フェアを開催することにより、県民の花緑への関心を高めつつ、花き・造園事業の一層の需要拡大を図る。

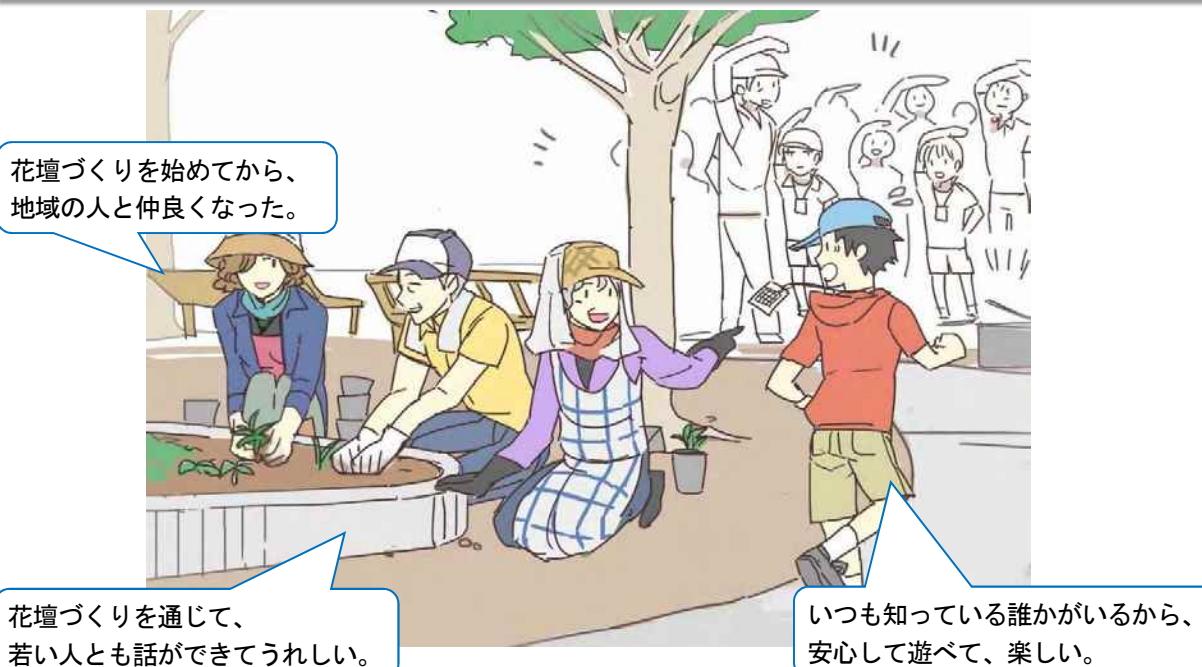
内容：県産花き苗・園芸用品等の展示・直売、モデルガーデン展示、造園・樹木剪定の相談窓口等

□ 企業の森づくり推進事業（新ひょうごの森づくり）

社会貢献活動の一環として、森林保全活動を行う企業・団体等に対し、受け入れ活動地の情報提供によるマッチングや活動計画の策定指導等により、支援する。

花壇づくりにかかわることをきっかけに、

地域や人とのつながりを実感する県民の暮らしのイメージ



行政の支援を受けて近所の公園で花壇づくりを始めた〇〇さんは、花緑の育成にかかわることで地域の人たちとの交流が増え、若い人や子どもたちとのふれあいが日々の暮らしの中での楽しみとなっている。また、身近な花や緑が増えただけではなく、活動をきっかけにラジオ体操や自治会のお祭りも行われるようになり、コミュニティ活動も活発になってきている。

2 広域及び生活に身近な地域における緑地の創出・保全

～花と緑を活かした、人にやさしい環境づくり～

人にやさしい環境づくりや暮らしの質を高める緑地の確保のため、行政と地域住民、住民団体、事業者等が連携し、都市における多様な緑化や花と緑による低・未利用地の活用など、花と緑の持つ環境保全効果を活かした施策に取り組みます。

【推進施策④】 都市における多様な緑化の推進

企業によるまちなか緑化、緑地や都市公園の整備の推進などにより、都市の緑を増やし、ヒートアイランド現象の緩和や都市の低炭素化を進めます。

具体的な施策

- 〔新規〕 都市の緑地の保全・創出・活用に係る連絡協議会の設置
- 〔新規〕 河川敷公園・緑地の芝生化の推進
- 〔新規〕 市民緑地制度等の活用によるまちなかの緑地整備の支援
- 〔新規〕 大規模な都心緑化の支援（県民まちなみ緑化事業）
- 〔拡充〕 人口集中地区内の緑化の推進（県民まちなみ緑化事業）
- 〔継続〕 駐車場の芝生化、建築物の屋上・壁面緑化
（県民まちなみ緑化事業）
- 〔継続〕 環境の保全と創造に関する条例の適用による
屋上・壁面及び敷地の義務緑化



建築物の屋上緑化

【推進施策⑤】 都市地域等の低・未利用地の利用の推進

社会の変化に対応した公園・緑地の整備や質の向上、機能再編や再生を図るとともに、遊休農地等を活用した市民農園等の整備などにより、低未利用地の活用と地域活性化を図ります。

具体的な施策

- 〔新規〕 六甲山等都市近郊の都市山の活性化に資する取り組み
- 〔新規〕 利用者等のニーズの変化に対応した公園のリノベーション
- 〔継続〕 ひょうご市民農園整備推進事業等農作業体験の
機会提供等



市民農園での農作業

【進捗状況をはかるための指標】

- 県民まちなみ緑化事業：人口集中地区における緑化面積 50ha/5年（H32）
- ひょうご市民農園整備推進事業等農作業体験の機会提供等：都市における農業体験機会の提供数 390 カ所（H32）
- ひょうご農林水産ビジョン2025（成果指標）

主な施策の概要

□ 河川敷公園・緑地の芝生化の推進

県・市町が連携し、洪水発生時における芝生整備効果の検証、勉強会の開催、市町への技術的支援を図る。

□ 市民緑地制度等の活用によるまちなかの緑地整備の支援

老朽危険空き家除却支援事業等による空き家除却跡地等において、市民緑地制度等による市民緑地契約（土地所有者と市町）や維持管理協定（土地所有者、市町及び住民団体等）に基づき市民緑地を整備・管理する。

整備には、県民まちなみ緑化事業、緑化基金事業等を活用し、管理には、土地所有者への固定資産税等の減免措置、アドバイザー派遣等により支援する。

なお、空き家等の問題については、行政内においても、住宅、福祉、医療、環境、景観などの部局や施策間で連携する。

□ 大規模な都心緑化の支援（県民まちなみ緑化事業）

多くの県民が利用する公共性が高い駅周辺等において、協議会による「都心緑化計画」に基づく歩行者空間を豊かにする緑化活動を支援する。

事業主体：法人、個人、住民団体、市町等により構成する協議会

対象エリア：人口集中地区内で駅から概ね半径1km圏内にあり、駅と道路や広場、核となる公共施設や商業施設等によりつながりや連続性を持つ地区

□ 人口集中地区内の緑化の推進（県民まちなみ緑化事業）

人口集中地区の一人あたりの緑量を確保するため、企業、個人による緑化活動について人口集中地区を優先的に支援する（50ha／5年）。

□ 都市の緑地の保全・創出・活用に係る連絡協議会の設置

都市緑地法や条例に基づき保全・創出・活用を図る地域制緑地等や県・市町の花緑施策の課題や取組みの情報交換等を図る連絡協議会を設置し、緑地の保全と活用の推進を図る。

まちなか緑化に取り組みやすくなったことで、

都市環境の改善を実感する県民の暮らしのイメージ



企業による緑化のおかげで、まちなかに花緑が増え、まちの環境がよくなり、気持ちがいい。

敷地の緑化をきっかけに、地域の人から声をかけられることが多くなり、地域貢献を実感できるようになった。

町工場を経営する〇〇さんは、社員の就業環境の改善のため、行政からの支援を活用して沿道に接する工場敷地内に花や樹木を植え、社員が交代で世話をしている。周辺地域に対しても良い影響が見られ、沿道に行く地域の人々からは「いつもきれいですね」「涼しいですね」と声をかけてもらえることが多くなり、社員からも「地域貢献できているということを実感できてうれしい」という声を聞くようになった。このような体験が、社員の仕事への意欲の高まりにもつながっていると感じ、〇〇さんはうれしく思っている。

3 自然再生・生物多様性の確保に関する取り組みの拡大

～花と緑を活かした、自然と共生した環境づくり～

自然と共生した環境づくりのため、森林・里山の整備や生物多様性の保全活動の推進など、花と緑のもつ環境保全効果を活かした施策に取り組めます。

【推進施策⑥】 森林や里山整備の推進

企業による森づくり活動など、多様な担い手による森づくり・里山管理の活動を推進します。

具体的な施策

〔継続〕 都市と里山地域が一体となった地域の魅力づくり（北見里山博物館の推進）

〔継続〕 森林管理100%作戦（新ひょうごの森づくり）

〔継続〕 里山林の再生（新ひょうごの森づくり）

〔継続〕 企業の森づくり推進事業（新ひょうごの森づくり）【再掲】



作業道を活用した間伐の推進

【推進施策⑦】 生物多様性保全活動の推進

生態系ネットワーク（エコロジカルネットワーク）の形成による野生生物の生育環境の確保と持続可能な利用、自然との共生について学ぶ機会の創出に関する取り組みを推進し、多様な主体による生物多様性の保全活動の活性化や意識の醸成を図ります。

具体的な施策

〔新規〕 生物多様性に配慮した森づくりの普及（尼崎の森中央緑地からの育成苗木の提供）

〔継続〕 住民団体と共に行う特定外来生物の除去活動

〔継続〕 尼崎の森の環境学習の場としての提供

〔継続〕 住民参画型里山林再生事業（新ひょうごの森づくり）

〔継続〕 コウノトリ及び人と自然との調和した環境教育等

〔継続〕 小中学校における環境教育の推進・環境体験事業・

自然学校推進事業

〔継続〕 ひょうごの環境学習の総合的推進事業・

ふるさと環境体験推進事業



尼崎の森中央緑地での育成苗木の植樹

【進捗状況をはかるための指標】

○森林管理100%作戦：間伐実施面積(累計)169,000ha（H32）

ひょうご農林水産ビジョン2025（成果指標）

○里山林の再生：里山林再生面積(累計)18,700ha（H32）

ひょうご農林水産ビジョン2025（成果指標）

主な施策の概要

□ 生物多様性に配慮した森づくりの普及（尼崎の森中央緑地からの育成苗木の提供）

尼崎の森中央緑地では、全国的にも類のない生態系・種・遺伝子の生物多様性3原則に基づき、地域の植物の種子を取り苗木を植えて100年の森の創造を進めている。この取組みを拡張、阪神地域における緑地の創出に寄与するため、尼崎の森中央緑地で育成した苗木を猪名川・武庫川流域の公園その他の公共施設等へ提供する取組の仕組みを構築する。

■黒川（川西市） ～日本一の里山～

「日本の里100選」にも選ばれ、日本一の里山とも呼ばれる黒川には、現役の炭焼きと台場クヌギ林、パッチワークの山、エドヒガン、ヤマザクラ、棚田、段々畑、農村風景など里山の条件が揃っています。谷の奥にある桜の森はボランティア団体が共有林の整備協定を結んで、荒れて森に埋もれていたエドヒガンの周囲を整備し、いまでは川西一のエドヒガンの名所となりました。また、今では一軒だけとなった炭焼き文化の継承をめざして炭焼き窯をつくり、この地域で活動するボランティアと地元自治会が企業からの支援も受けて、「茶道文化を支える菊炭の森」を育てる活動も展開しています。



北摂里山博物館のホームページより

生物多様性を身近に感じられる体験への参加を通して、

自然の大切さを実感する県民の暮らしのイメージ



生物多様性の学習の機会が増えたおかげで、子どもたちが自然にふれ、自然の大切さを感じるようになった。

都市中心部に住む〇〇さんは、公園で行われている生物多様性に配慮した森づくり活動に親子で参加している。専門家やボランティアの方々の指導のもと、苗木の植樹や間伐作業をはじめ、みんなで育てた森でのネイチャーゲームなど、毎回様々なことを体験することができ、子どもたちにとっては楽しみながら自然の大切さを学べる良い機会となっている。また、〇〇さん自身も、子ども達が成長する姿が見られるとともに、このような活動によって自然と共生した暮らしを送っていると実感できることをうれしく思っている。

4 花緑の効果的な活用

～花と緑を活かした、すべての世代の健康や生きがい、 地域間の交流や地域への愛着、にぎわいづくり～

すべての世代が心身ともに健康で、生きがいを感じられる社会づくりのため、地域の子育て環境の向上や高齢者等の健康増進・生きがいづくり、子どもや若い世代など将来の花緑活動の担い手の育成など、花と緑の持つ健康増進効果を活かした施策に取り組みます。

また、地域間の交流や地域への愛着、にぎわいや活力のある元気な地域づくりのため、花と緑を地域資源として活用した都市と農山村との連携や良好な景観の形成、イベントの開催など、花と緑のもつ地域核の再生・地域活性化効果や景観形成効果を活かした施策に取り組みます。

【推進施策⑧】 地域の子育て力の向上

公園などオープンスペースの緑化による子育て環境の充実や改善を通して、子どもたちがのびのびと育つ環境づくりを進めます。

具体的な施策

〔拡充〕 校庭の芝生化（県民まちなみ緑化事業）

〔継続〕 子どもの生きていく力を養う場となる「子どもの冒険ひろば（プレーパーク）」事業



芝生化された幼稚園の園庭



小学校の生徒たちによる芝張り

【推進施策⑨】 高齢者等の健康増進

心身の健康づくりの推進（健康的なライフスタイル）の場として公園・緑地を活用するとともに、園芸療法に関する取り組みへの資材の提供や技術的支援、ヘルシーパークの整備・活用等の取り組みを進めます。

具体的な施策

〔継続〕 園芸療法定着促進事業（淡路景観園芸学校）

〔継続〕 園芸療法士認定制度（淡路景観園芸学校）

〔継続〕 公園・緑地を心身の健康づくり推進のための
場として活用・整備

園芸療法定着促進事業（花壇づくり）



【推進施策⑩】 花緑の担い手の育成

将来の花緑活動の担い手となる子どもたち等を対象とした環境体験、農業を楽しむ機会などの提供に取り組めます。

具体的な施策

〔新規〕 伝統的花催事の開催支援による園芸文化等の普及促進

〔継続〕 小中学校における環境教育の推進【再掲】

〔継続〕 環境体験事業【再掲】

〔継続〕 自然学校推進事業【再掲】

〔継続〕 ひょうごの環境学習の総合的推進事業【再掲】

〔継続〕 ふるさと環境体験推進事業【再掲】

〔継続〕 楽農学校事業

〔継続〕 楽農交流事業（親子農業体験教室）



環境体験事業における里山での活動



ひょうごの環境学習の総合的推進事業
（はばタンの環境学習）

【推進施策⑪】 都市と農山村との連携の推進

農地、観光資源等の活用、体験型ツーリズム等への参加機会の創出に取り組めます。

具体的な施策

〔継続〕 楽農交流事業（親子農業体験教室）【再掲】

〔継続〕 都市農村交流バス運行支援事業

〔継続〕 ふるさとむら活動支援事業

「兵庫楽農生活センター」等における楽農生活の実践の場の提供



【推進施策⑫】 良好な景観形成の推進

地域主体による沿道等のまちなかの緑化活動への支援、地域制緑地の指定及び適正な運用等により、地域に愛着が持てる良好な地域景観を支える緑地の保全・創出を推進します。

具体的な施策

- 〔新規〕 市民緑地制度等の活用によるまちなかの緑地整備の支援【再掲】
- 〔継続〕 花のある道づくり事業
- 〔継続〕 のじぎくの里づくり事業
- 〔継続〕 緑条例による整備計画の認定
- 〔新規〕 地域の花緑を美しく維持するためのガイドラインの作成

花のある道づくり事業 整備された歩道



【推進施策⑬】 地域の元気づくり

地域の歴史や芸術文化を楽しむ学ぶ場として公園・緑地を活用するとともに、地域（商店街など）での自主的な緑化やオープンガーデンの実施への支援、団体間での交流機会となるイベント等の開催により、にぎわいのある元気な地域づくりを図ります。

具体的な施策

- 〔新規〕 ポスト花みどりフェアなど花と緑の祭典の開催
- 〔新規〕 オープンガーデン普及支援
- 〔新規〕 県立都市公園、森林公園や里山林等のネットワークづくり
- 〔新規〕 大規模な都心緑化の支援
（県民まちなみ緑化事業）【再掲】
- 〔拡充〕 ひょうごまちなみガーデンショーの広域開催



明石公園でのまちなみガーデンショー

【進捗状況をはかるための指標】

- 県民まちなみ緑化事業：校庭の芝生化 250 校庭/5年（H32）
- 楽農学校事業、楽農交流事業（親子農業体験教室）：兵庫楽農生活センター体験者数(累計)2,700 千人（H32）
ひょうご農林水産ビジョン2025（成果指標）
- 都市農村交流バス運行支援事業、ふるさとむら活動支援事業：楽農生活交流人口 1,150 万人（H32）
ひょうご農林水産ビジョン2025（成果指標）

主な施策の概要

□ 校庭の芝生化の推進（県民まちなみ緑化事業）

子どもが活動的で心身ともに豊かになる教育環境づくりや、地域の子育て力の向上に資する校庭の芝生化を支援する（250校庭／5年）。

事業主体：芝生化実行委員会、私立の学校、幼稚園、保育園等

拡充内容：ポップアップ式スプリンクラーや井戸などの初期施設等

□ ポスト花みどりフェアなど花と緑の祭典の開催

本県では、淡路花博（国際造園・園芸博ジャパンフローラ 2000）をはじめ、花みどりフェアなど花と緑の祭典を開催してきた。今後も本県の花緑の取組の発信・発展、花緑による地域の活性化を図るため、都市緑化に関する全国的な祭典である「全国都市緑化フェア」なども視野に入れ、花と緑の祭典の開催を積極的に検討していく。

□ オープンガーデン普及支援

全国有数の県下のオープンガーデンの取組をより拡大するため、花と緑あふれるまちなみ景観を創出し、来訪者の増加や地域間の交流を生み出すオープンガーデン活動を行う住民団体等のPR活動を支援するとともに、ボランティアの育成にも寄与する。

事業主体：オープンガーデン実施団体

支援内容：開催チラシ、マップ等の作成・配布等PR活動費用

□ 県立都市公園、森林公園や里山林等のネットワークづくり

様々な地域資源を持つ県立都市公園、森林公園、あわじ花さじき、市町立公園や里山林等と観光、歴史、環境、子育て等のテーマによるネットワーク化を図り、情報共有や人的交流を推進する。

□ 地域の花緑を美しく維持するためのガイドラインの作成

地域の景観形成に寄与する花緑を美しく維持するためのガイドラインを作成し、地域に応じた緑化活動や緑地の保全・創出を推進する。

花緑による子育て環境づくりに学校と地域が共に取り組むことで、

健康や生きがいを実感する県民の暮らしのイメージ



小学校のPTAをしている〇〇さんは、行政からの支援を受けて、学校や児童、地域とともに校庭の芝生化に取り組んで以来、息子が屋外で遊ぶ話をよくするようになり、我が子がのびのびと育っていることに喜びを感じている。また、〇〇さん自身もPTAとして地域の人々や児童と一緒に校庭の花壇の世話をしており、子どもたちとのふれあいを楽しみながら体を動かすことで、日々の健康づくりにもつながっている。

5 花緑による安全・安心の向上

～花と緑を活かした、安全・安心な暮らしづくり～

安全・安心な暮らしや地域づくりのため、花と緑のオープンスペースによる地域防災力・地域の安心の向上や、自然災害の危険に備えた防災・減災対策の推進など、花と緑のもつ防災効果を活かした施策に取り組みます。

【推進施策⑭】 地域防災力の向上

災害時に延焼遮断帯や一時避難場所となるとともに、地域の防災活動の活性化等に資する公園などオープンスペースを確保し、活用します。また、これらの防災拠点となる公園間のネットワーク化の推進及び防災機能の充実を図ります。

具体的な施策

〔継続〕都市公園等の防災拠点や避難場所の整備・活用



三木総合防災公園のビーンズドームでの東日本大震災物資仕分け作業

【推進施策⑮】 防災・減災対策の推進

自然災害の危険性に備え、防災林の整備や多様で健全な森づくりによる安全安心な地域づくりを推進します。また、河川流域や市街地内及び近郊の緑地や森林の保全・防疫対策により防災機能を向上させます。

具体的な施策

- 〔新規〕都市山防災林整備（災害に強い森づくり）
- 〔新規〕河川敷公園・緑地の芝生化の推進【再掲】
- 〔継続〕里山防災林整備（災害に強い森づくり）
- 〔継続〕緊急防災林整備（災害に強い森づくり）
- 〔継続〕針葉樹林と広葉樹林の混交整備（災害に強い森づくり）
- 〔継続〕野生動物共生林整備（災害に強い森づくり）
- 〔継続〕住民参画型森林整備（災害に強い森づくり）
- 〔継続〕中山間地域等直接支払事業
- 〔継続〕保安林の指定
- 〔継続〕林地開発許可制度
- 〔継続〕六甲山系グリーンベルト整備事業
- 〔継続〕特別緑地保全地区等の緑地保全制度
- 〔継続〕公園・緑地等における総合治水に資する流域対策
- 〔継続〕ウメ輪紋病緊急防除等花と緑の防疫対策（花と緑の保全管理）



針葉樹林と広葉樹林の混交整備

【進捗状況をはかるための指標】

- 災害に強い森づくり：「災害に強い森づくり」整備実施面積(累計)35,800ha（H32）
ひょうご農林水産ビジョン 2025（成果指標）
- 中山間地域等直接支払事業：中山間地域等直接支払の取組面積 5,200ha（H32）
ひょうご農林水産ビジョン 2025（成果指標）

主な施策の概要

□ 都市山防災林整備（災害に強い森づくり）

平成 26 年 8 月豪雨災害のあった六甲山系において、下流人家等に甚大な被害を及ぼす危険性が高い流域の森林の崩壊防止力と土砂流出防止力を高める森林整備に取り組む(20 箇所 200ha)。

内容：広葉樹の間伐、土留工の設置、倒木危険性の高い大径木の伐採



□ 住民参画型森林整備（災害に強い森づくり）

放置竹林の拡大を防止するため、ボランティアの参画支援、大型機材の導入支援など、竹林整備を継続的に支援し、野生動物の被害抑制や防災機能の強化を行う。

□ ウメ輪紋病緊急防除等花と緑の防疫対策（花と緑の保全管理）

ウメ輪紋病根絶のため、継続的な調査とともに、感染樹と感染のおそれのある周辺の樹の処分等の防除を実施する。

住民参画による森林整備への参加することで、
災害に強い地域になっていくことを実感する県民の暮らしのイメージ



森林の整備が進んだおかげで、自然災害に対して安全安心に暮らせるようになって、よかった。

〇〇地域では、地域住民の災害対策への意識が高く、住民参画による森林整備が進められている。地域住民が自ら防災・減災について考えたうえで整備を行うので、どこが危険か、どこに逃げればよいかを共有しながら森林整備が進められており、地域が一丸となって災害に強い森づくり活動を進めることによって、取り組みへの意欲の向上にもつながっている。

第6章 維持管理の推進

花緑活動の継続にあたっては、日常の管理の手間や人手不足、後継者不足、技術的問題など、維持管理にかかわる管理者が抱える様々な課題があります。

このような状況をふまえると、花緑の創出だけではなく、維持管理のあり方について考えていく必要があります。

そのため、県民による自発的・自立的な活動を推進することを前提としたうえで、人材育成や普及啓発、資材提供等にかかわる支援策として、以下の視点から維持管理の推進に係る施策を検討・展開します。

- ・花緑を通じて地域づくり（子育て、教育、自己実現、交流など、コミュニティ形成や地域活性化につながる活動）につながるような取り組みに対する支援が必要。
- ・団体間の連携を促し、思いを共有したり、自分の経験や能力を活かしたりすることでモチベーションを高めることができるよう、情報交換の機会や場の提供が必要。

【維持管理 1】 人材育成

緑化事業の実施者を対象とした講習会の実施や維持管理に関わる情報提供により支援します。また、地域の花緑活動団体同士による情報交換や人材派遣といった相互支援を促進します。

具体的な施策

- 〔新規〕花緑団体中間支援団体に対する支援
- 〔新規〕維持管理しやすい樹種や高木化しない管理など、維持管理ガイドブックの作成
- 〔拡充〕県民まちなみ緑化事業実施者への花と緑の専門家講習会の受講義務化
- 〔継続〕県立淡路景観園芸学校等と連携した花緑活動を担う人材育成
- 〔継続〕地域の花緑活動のリーダー育成（花緑いっぱい運動推進員設置、推進員研修会・ワークショップ）



専門家講習会
（樹木の剪定）



地域住民によるワークショップ
（植栽デザイン）

【維持管理 2】 普及啓発（情報の共有）

花緑活動に関する情報を発信し、共有するための情報発信ツールの整備と活用を進めます。

具体的な施策

〔新規〕花緑の情報共有ホームページ(活動内容の紹介、活動発表の場の提供)

〔継続〕花と緑のまちづくりセンターによる調査研究・普及啓発・活動支援【再掲】

【維持管理 3】 支援

専門家による技術的支援や園芸相談など、活動団体や企業などを支える取り組みを進めます。

具体的な施策

〔拡充〕維持管理や保全を目的とした樹木医派遣制度（花と緑の専門家バンク）

〔継続〕花と緑のまちづくりセンターにおける園芸相談、緑のパトロール隊

□ 花緑団体中間支援団体に対する支援

組織力や技術力のある花緑団体が行う、地域の花緑団体への中間支援活動を支援する。

事業主体：花緑団体（中間支援活動を行っている団体または行おうとする団体）

支援内容：①地域の花緑団体に対する活動・技術支援、人材交流支援等の活動への助成

②花緑団体の新たな立ち上げのほか、学生と連携した地域の花緑活動や花緑団体間をつなぐネットワークづくり等の活動への助成

桜まつりの開催 〔西神中央自治連合協議会、西神桜守クラブ(神戸市)〕

西神ニュータウンの中心にある西神中央公園で、広い芝生や雑木林などのある自然豊かな公園を守り育てていく美緑化ボランティア活動を行っています。桜の名所として千本桜の植樹・維持管理も行い、春には「桜まつり」を主催し、「とんど焼き（1月）」や「ふれあい夏祭まつり（7月）」なども開催し、地域の活性化につながっています。

エドヒガンの群生する里山の保全 〔溪のサクラを守る会(川西市)〕

住宅地に隣接した猪名川の溪流に沿って群生するエドヒガンの群生を熱心な保護育成活動により、地域住民に親しまれる溪の景観をつくり、春には一般公開されています。また、地元小学生による植樹活動や環境体験学習、中学生のトライやるウィークの受け入れなどのほか、地域の様々な行事や活動にも参加・協力するなど地域住民による地域活性化の試みとして成功しています。



緑地管理作業



維持管理された花壇



花壇管理作業

第7章 計画の推進体制

参画と協働による花と緑の取り組みを円滑に進めるため、県民、団体、事業者及び行政がそれぞれの役割を果たし、「ゆたかな暮らし」の実現をめざして共に取り組むことが必要です。

そのため、花緑施策と他の施策との関係性を考慮するなど、県や市町においては、関係部局が横断的に連携しながら、花緑施策を推進していきます。また、各主体間の連携に係る調整・支援などに積極的に関わり、共に取り組んでいきます。

県民一人ひとりの役割

- ・花緑に関するボランティア活動や行事への参加
- ・家庭など身近な花緑の創出、維持管理

住民団体の役割

- ・地域住民や行政との協働による主体的な花緑活動
- ・実践的な技術や経験を活かした花緑に関する普及啓発や技術的支援

事業者の役割

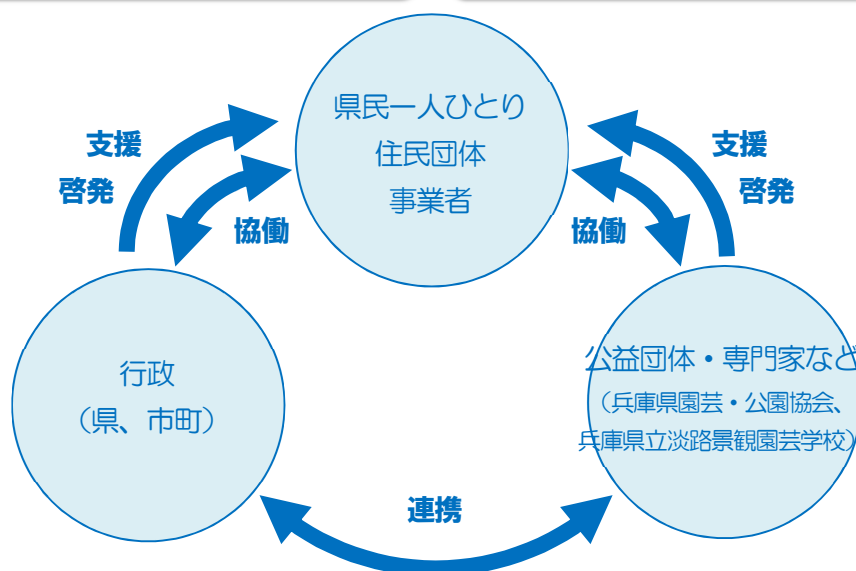
- ・企業、事業所、店舗、ビル、開発地、工場等の緑化
- ・花緑を活かしたCSR（企業の社会的責任）活動等

行政の役割

- ・花と緑によるまちづくりの方向性や広域的な緑地の配置方針などの提示
- ・公共施設の緑化推進や緑地保全
- ・都市公園の整備及び管理運営
- ・地域制緑地の指定及び運用
- ・花緑活動への意識啓発
- ・県と市町との連携、情報交換
- ・県民、住民団体、事業者、公益団体の協力支援体制の充実やコーディネートによる連携支援
- ・花緑の創出や維持管理活動に対する支援

公益団体・専門家の役割

- ・花緑に関する意識啓発、情報発信
- ・県民、住民団体、事業者間の連携支援
- ・花緑に関する技術的支援



<プラン推進に向けた県民関与の機会の創出>

従来は県民等の事業への取り組み向上を目指してきましたが、さらに県民参画の機会を増やしていくために、今後はプランの取り組み内容や進行管理に県民が主体的に関わる機会を増やすことも必要です。

プランの取り組み等に県民意見をより反映させるため、プランの取り組み内容や進行状況について意見交換を行うひょうご花緑懇話会を地域ごとに開催するなど、プラン推進に向けた県民関与の機会の創出を図りたいと考えます。